

新規申請にかかるサービス利用計画案のモニタリング期間の記載について

現在、新規申請の場合、モニタリング期間を「1月ごと」と記載していただくことが多く、毎月行っているモニタリングの3か月目の報告書の様式に「次回モニタリングを〇か月ごとに変更」と記載があったものにもとづいて、市がモニタリング変更通知書および受給者証の再交付をしているという現状です。

しかし、この方法であれば事務が煩雑になってしまっていることと、モニタリング期間変更通知書及び受給者証の再発行をするため、事業者の方々には再度契約内容の記入をしていただく手間も生じてきます。

以上のことから、今後お互いの事務を簡略化するため、以下のとおり取り扱いを変更することにしました。

1. 新規申請にかかるサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の記載について

計画案の中のモニタリング期間の欄に「〇月ごと(ただし、当初3か月は〇、〇、〇月に行う)」と記載すること。

※① 3か月経過後は、当初の計画案通りにモニタリングを実施してください。その期間を変更する場合のみ申し出てください。

※② これまで通り、当初3か月のモニタリングをしながら以後〇月ごとに行うかを決めたい場合は、モニタリング期間の欄に「当初3か月は〇、〇、〇月に行う」と記載し、3か月目のモニタリング報告書のその他留意事項の欄に「次回モニタリングを〇か月ごとに変更」と赤字等で分かりやすくご記載ください。

(例1)

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

障害程度区分		相談支援事業者名
		計画作成担当者
通所受給者証番号		
モニタリング期間(開始年月)	〇月ごと(ただし、当初3か月は〇、〇、〇月に行う)	利用者同意署名欄

2. 受給者証の記載について

市が発行する受給者証のモニタリング期間は「〇月ごと(令和〇年〇月～令和〇年〇月)」と記載し、予備欄のところに「当初3か月は毎月(令和〇年〇,〇,〇月)」と記載するようにします。

(例2)

計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	平成 年 月から平成 年 月まで
指定特定相談支援事業所名	
モニタリング期間 〇月ごと(令和〇年〇月～令和〇年〇月)	
予備欄 当初3か月は毎月(令和〇年〇,〇,〇月)	

障害児相談支援給付費の支給内容	
支給期間	平成 年 月から平成 年 月まで
指定相談支援事業所名	
モニタリング期間 〇月ごと(令和〇年〇月から令和〇年〇月まで)	
予備欄 当初3か月は毎月(令和〇年〇,〇,〇月)	